

廃掃法（輸出入関係規定）の概要

参考資料4

<p>第1条 目的</p>	<p>◆ 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る</p>	
<p>第2条 廃棄物等の定義</p>	<p>◆ 廃棄物の定義:ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）</p> <p>※廃棄物への該当性については、環境省産業廃棄物課長通知において、以下の判断要素を総合的に勘案して判断することとされている。（いわゆる「総合判断説」）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物の性状（環境基準等への適合状況等） ② 排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等） ③ 通常の見取り形態（廃棄物処理事例の有無等） ④ 取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等） ⑤ 占有者の意思 等 	
<p>第2条の2 国内処理等の原則</p>	<p>◆ 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。</p> <p>◆ 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。</p>	
<p>輸出入の許可</p>	<p>【輸出】一般廃棄物（第10条）、産業廃棄物（第15条の4の7）</p> <p>◆ 環境大臣による輸出確認が必要 等</p>	<p>【輸入】産業廃棄物（第15条の4の5）</p> <p>◆ 環境大臣による輸入許可が必要 等 （注：輸入事業者が排出者とみなされるため一般廃棄物に係る規定はない）</p>
<p>第18条 報告徴収 第19条 立入検査</p>	<p>◆ 廃棄物またはその疑い物を輸出入した者又はしようとした者に必要な報告を求められる。</p> <p>◆ 上記の者等の事業所等に立ち入り、検査することができる。</p>	
<p>第19条の3～6 改善命令・措置命令</p>	<p>◆ 輸入された廃棄物について、廃棄物処理基準に適合しない処理等が行われた場合の改善命令、生活環境保全上の支障が生じる等と認められる場合の措置命令ができる。</p>	
<p>第25～27条、30条、32条 罰則</p>	<p>◆ 環境大臣の確認を得ずに輸出入を行った場合（無確認輸出入）の罰則を規定</p> <p>◆ 未遂罪、予備罪あり</p>	

廃棄物の輸出入に係る許可・確認基準

輸入許可(法第15条の4の5)

許可の基準

- 輸入される廃棄物が国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- 申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること
- 申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物を国内で処分することにつき相当の理由があること

輸出確認(法第10条,法第15条の4の7)

確認の基準

- ① • 国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難である廃棄物の輸出であること
又は
 - 当該廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ② 国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ③ 申請者が法的な処理責任を持った者
(一般廃棄物：市町村または排出事業者、
産業廃棄物：排出事業者または都道府県、市町村)であること